出産・子育て応援給付金のご案内

○三戸町では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるように、面談や家庭訪問による相談を行い、妊娠期から子育てを応援するため、給付金を支給します。

【給付金の概要】

	出産応援給付金	子育て応援給付金
対象者	**妊娠の届出をした妊婦** （妊娠届出後に流産・死産となった者を含みます。）	**出生した児童を養育する者** （同一の対象児童に対し養育者が２人以上いる場合は、そのうち１人に対して支給します。出生届出後に児童が死亡した場合、または死産届出がされた場合も対象となります。）
給付の要件	妊娠届出の際に、窓口で保健師と面談を行い、アンケートの記入及び支援プランの作成をしていること ※「妊娠の届出」とは、産科医療機関を受診し医師が妊娠の事実を証明した妊娠届出書が提出された場合を言います。	①妊娠８か月頃、保健師又は助産師の訪問又は電話相談を行い、アンケートの記入をしていること。 ②出生届出後、保健師等による新生児訪問を行っていること ※ただし、流産、死産及び出生届出後に児童が死亡した場合は、訪問等を実施せず給付されます。
給付までの流れ	裏面をご参照ください	
給付額	**妊婦１人につき、５万円**	**対象児童１人につき、５万円**
提出書類	出産応援給付金申請書	子育て応援給付金申請書
	添付書類 （共通）①給付金の振り込み先が分かるものの写し （通帳、キャッシュカードなど） ②申請者の身分証明書の写し （運転免許証、マイナンバーカードなど） ※氏名や住所が変更となっている場合は、変更内容が分かるように提出してください。	

【問合せ先】　三戸町役場　健康推進課（保健センター）内
母子健康包括支援センターSAN ぽぽ
TEL：0179-20-1152　FAX：0179-20-1105
E ﾒｰﾙ：sanpopo@sannohe.lg.jp

【出産・子育て応援給付金】給付までの流れ

妊娠期	妊娠届出 （妊娠 11 週までに）	妊娠届出書を持って保健センターの窓口にお越しください。 保健師と面談し、母子健康手帳を発行します。 妊娠応援給付金の申請を受付します。
	給付金の振込	毎月１０日までに申請があった場合は、申請があった月の月末に指定口座に振り込みます。１０日を過ぎてからの申請の場合は翌月の月末に振り込みます。
	妊娠６ヶ月頃 （妊娠２０週以降）	妊娠中期の体調確認のため、保健師または助産師による電話相談があります。
	妊娠８ヶ月頃 （妊娠 28 週以降）	妊娠後期に保健師または助産師が家庭訪問を行い、出産に向けた準備や産前産後の心身の変化についてお話しをします。

出　産

退院後、不安が高まる産後2週間の時期に、助産師等の家庭訪問をしています。
入院中でも、退院日が決まりましたらお知らせください。訪問の日程を調整いたします。

出産後	出生届出	住民福祉課で出生届提出後に、保健センターで産婦健診及び乳児健診等の受診券を発行します。
	新生児訪問	生後 28 日以内に保健師等による家庭訪問を実施します。 アンケートの記入及び子育て応援給付金の申請を行います。 ※新生児訪問の他、産婦・乳児の家庭訪問は、生後４か月までの間に助産師の訪問を含め３～４回程度あり、産婦さんと相談しながら訪問いたします。
	給付金の振込	毎月１０日までに申請があった場合は、申請があった月の月末に指定口座に振り込まれます。１０日を過ぎてからの申請の場合は翌月の月末に振り込みます。

【給付金の使途についてのお願い】

妊娠・出産、子育てに関する商品の購入、産科医療機関への交通費および子育て支援サービスの利用料などにご利用ください。
また、以下の使用は、ぜひともお控えください。
①酒やたばこ等、未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
②明らかな資産形成である、出資や金融商品の購入
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う店舗等での使用
④国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル等を含む。）